



# 第3期大空町地域福祉実践計画

《計画期間：令和2年度～令和6年度》



令和2年3月

社会福祉法人 大空町社会福祉協議会

## 〈目 次〉

### 第1章 地域福祉実践計画の概要

1	計画策定の趣旨及び目的	1 P
2	計画の位置づけ	2 P
3	計画の期間	3 P
4	計画の策定体制	3 P
5	計画の進行管理	3 P

### 第2章 社会福祉協議会の現状と課題

	大空町社会福祉協議会の現状と課題	4 P
--	------------------	-----

### 第3章 計画の基本理念と目標

1	基本理念	5 P
2	計画の目標	6 P
3	計画の体系図	7 P

### 第4章 実践計画

1	ともに支え合う福祉意識の醸成	8 P
2	安心できる福祉サービス	9 P
3	地域福祉の推進体制づくり	12 P
4	安心して暮らせる環境づくり	13 P
5	地域福祉実践計画事業一覧	16 P

### 資料編

1	大空町地域福祉実践計画策定までの経過	19 P
2	大空町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	20 P
3	地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	22 P

# 第1章 地域福祉実践計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨及び目的

大空町の人口は、平成31年4月1日現在、7,167人(3,054世帯)で、その内、高齢者人口(65歳以上)は2,498人、高齢化率は34.9%、約2.9人に1人が高齢者となっています。

一方で、人口が地方から都市部に集中し、少子化と重なり、深刻な人口減少が起きています。これは、大空町に限らず、全国的な課題としてあげられています。

こうした中で、様々な福祉課題(生活課題)が上げられ、その課題が多様化・複合化しています。ここでは、地域を取り巻く福祉課題として以下の3点を記載します。(個人の福祉課題を地域における福祉課題として捉えます。)

### (1) 人口減少(過疎化)と少子高齢化

高齢人口の増加に伴い、福祉ニーズの増加や多様化が見込まれ、また高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や介護と育児を同時に行う「ダブルケア」など、複合化する傾向にあります。さらに、公的な福祉サービスを主に担うことが期待される生産年齢人口(15歳~64歳)が大幅に減少しており、公的な福祉サービスだけで増加・多様化・複合化する福祉課題に対応することが困難となっています。

### (2) 家庭力(自助)の低下

世帯規模の縮小、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護や育児を担う家庭の扶養能力が低下し、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉課題が増加・多様化しています。

### (3) 地域力(共助)の低下

過疎化・少子高齢化や家庭力の低下に伴い、地域で支え合う相互扶助機能が低下し、住民の身近な生活課題の解決が困難となり、新たな福祉サービスの創出及びつながりづくりが求められています。

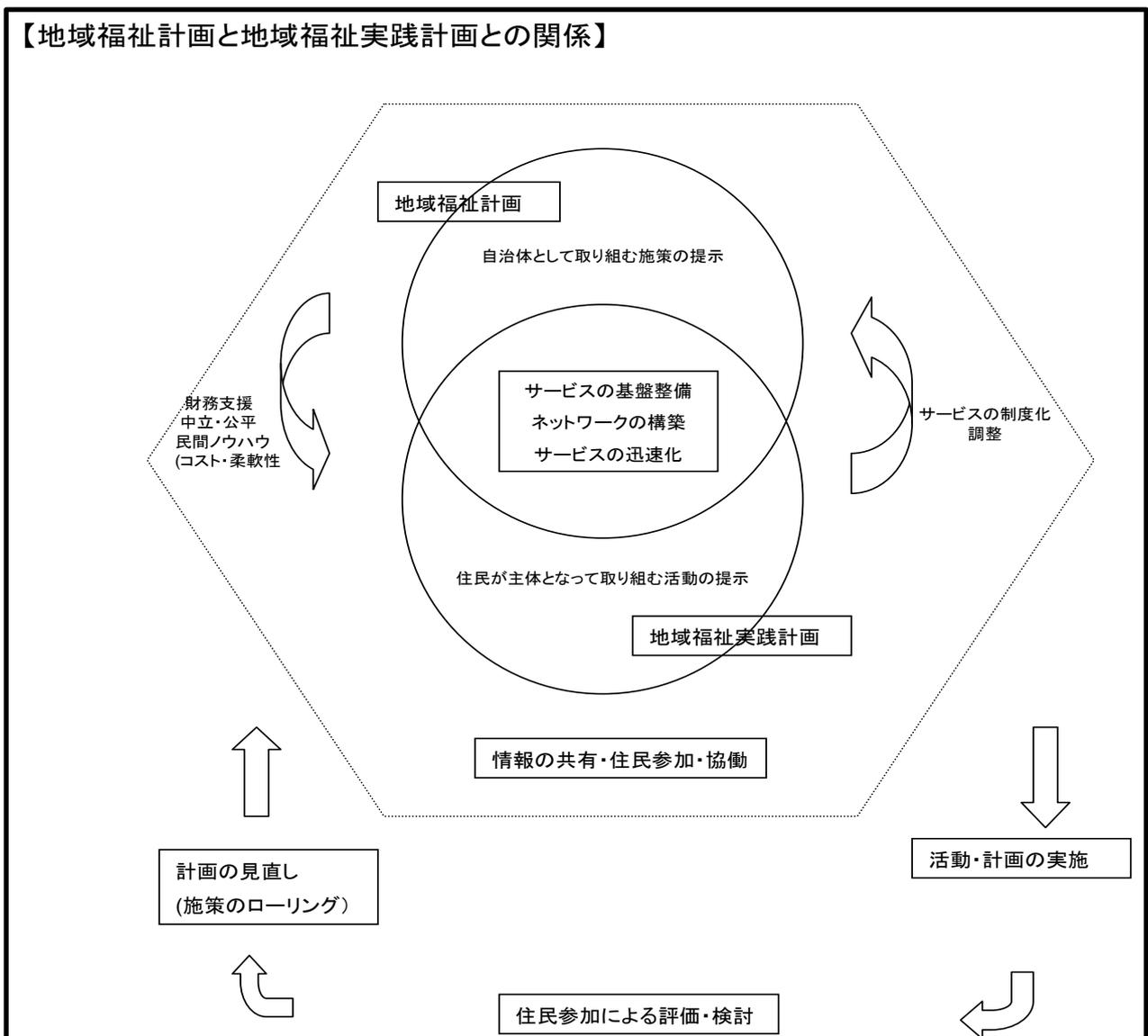
このような課題解決に向け、地域住民をはじめ、行政・福祉関係団体・社会福祉協議会等が協働(役割分担)した取り組みが必要となってきます。これまでの第2期地域福祉実践計画(平成27年度から平成31年度)を見直し、現状を踏まえた上での新たな課題検討と福祉関連制度の動向を見据え、町の地域福祉計画と連携して、子どもから大人まで住み慣れた大空町で安全・安心して豊かに暮らしていくために「第3期地域福祉実践計画」を策定し、課題解決への実践の方針を明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉実践計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

両計画は、町内における福祉課題の認識を共有し、目指す内容の整合性を図りながら、連携と役割分担をする中で効果的に地域福祉の推進をします。



### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする5ヵ年計画です。

ただし、法改正等により策定内容に大きな影響を及ぼすと判断した場合には、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しをします。

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、第2期大空町地域福祉実践計画を踏まえて、検討協議を行いました。

### 5 計画の進行管理

本計画の進行管理は、年度ごとに大空町社会福祉協議会理事会で行います。

## 第2章 社会福祉協議会の現状と課題

---

### 大空町社会福祉協議会の現状と課題

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていくために地域住民をはじめ、行政・福祉、保健・医療等関係団体と協働して地域福祉を推進する役割を担う民間組織です。（社会福祉法第 109 条）

平成 18 年 3 月 31 日に、旧東藻琴村と旧女満別町が合併し、大空町の誕生と同時に社協も合併しました。

社協は、今日まで積み重ねてきた地域活動により得られた財産を継承・深化させつつ、福祉課題やニーズが多様化・複合化するなかで、より実情に即した地域福祉活動を展開していかなければなりません。

社協は、①住民参画・協働による地域福祉活動の展開、②地域における利用者本位の福祉サービスの展開、③地域に根ざした総合的な支援体制の確立、④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みを目指しています。しかし、まだまだ多くの課題を抱えている現状にあり、地域住民の社協活動への理解と協力が必要です。

そこで、新たな地域福祉課題に対応するため、組織体制の強化と事業の推進、総合的な経営運営基盤を確立する必要があります。

そして、地域の日常生活圏を重視した、小地域福祉活動を核に住民参画の福祉活動の展開とボランティアの推進、福祉ニーズに基づく質の高い地域密着型福祉サービスの提供が求められています。

社協は、地域における福祉ニーズの多様化・複合化に対して、福祉専門職の連携・強化を含めた地域福祉ネットワークづくりの中核としての役割が期待されています。

今後、地域社会の情勢に対応した社協の本来の役割を再認識し、地域住民の必要と求めに応じた事業展開をいかに展開していくことができるかが課題となっています。

### 第3章 計画の基本理念と目標

#### 1 基本理念

### 『ともに支え合う あったか福祉のまちづくり』

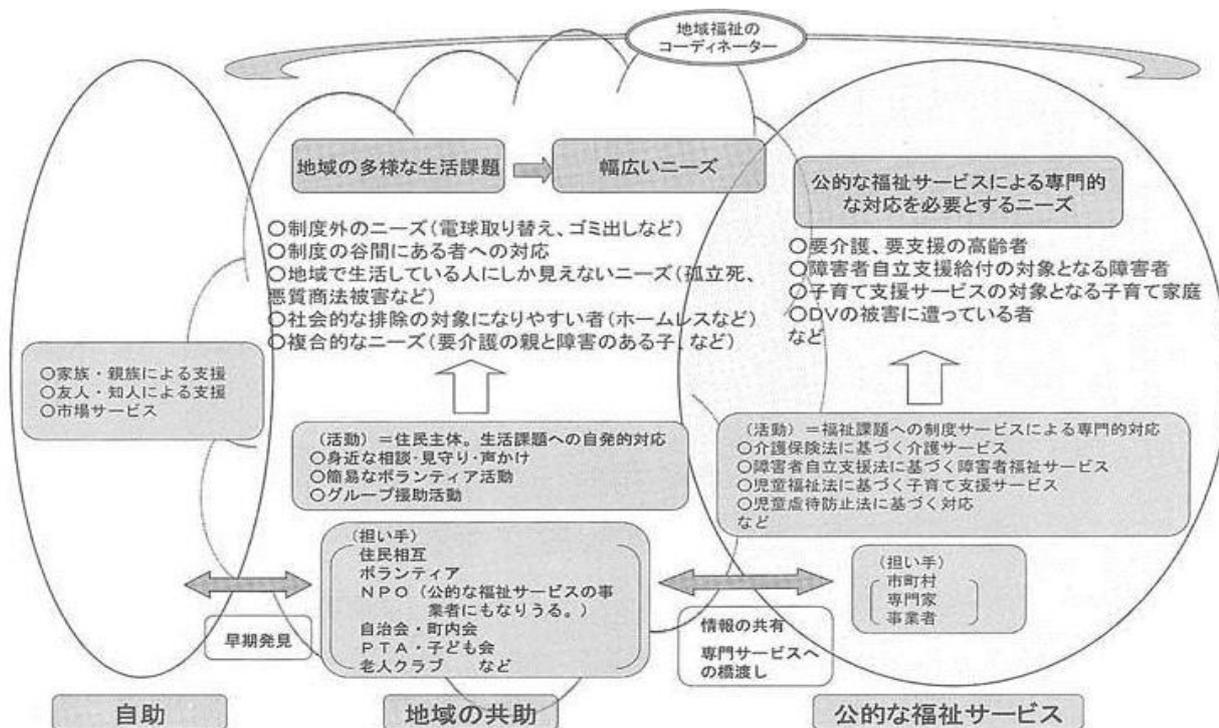
～住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域をめざして～

誰もが、年をとっても、障がいをもっても、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていただけることを望みます。しかしながら、少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などによる家族内の機能の低下、その他雇用情勢の変化などがあり、将来への不安や生活のしづらさを感じるが増えてきました。

こうした中で、町民をはじめとした行政・社協・福祉関係機関・その他関係機関、団体が共通の認識をもち、共に汗を流し、協働してこれまで蓄積してきた大空町の支え合いを継承しつつ、「新しい支え合い」を創ることが重要となってきます。

そのためにも、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と相互の協働によって取り組まなければなりません。様々な福祉（生活）課題に対して、地域全体で取り組むことにより、福祉を主体としたまちづくりが可能となります。

このことを踏まえ、町地域福祉計画と連動して、本実践計画を推進していきます。



\* 地域における「新たな支え合い」の概念図

出典：厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」

## 2 計画の目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、次の4つの目標を掲げます。

### 目標1 とともに支え合う福祉意識の醸成

町民一人一人が支え合い、助け合いの心をより一層高め、福祉や障がいに対する理解と認識を深めるための普及、啓発に努めます。

また、優しく思いやりのある心を育てる学習活動や地域住民の人が集う交流事業などを通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解と意識の高揚に努めます。

### 目標2 安心できる福祉サービス

福祉サービスのニーズの多様化に伴って、サービス利用の手続きも複雑となり、利用する人にとっては分かりづらい内容となっています。

このため、相談支援体制や福祉サービス情報の提供体制を充実し、必要とされるサービスが安心して利用できるような仕組みづくりを推進します。また、創意工夫により地域における資源の有効活用に取り組み、サービス提供基盤の充実を図ります。

### 目標3 地域福祉の推進体制づくり

地域には、高齢や障がいによって支援を必要とする人、子育てや家族の介護などで悩んでいる人がおり、こうした課題を早期に発見し解決することが重要です。

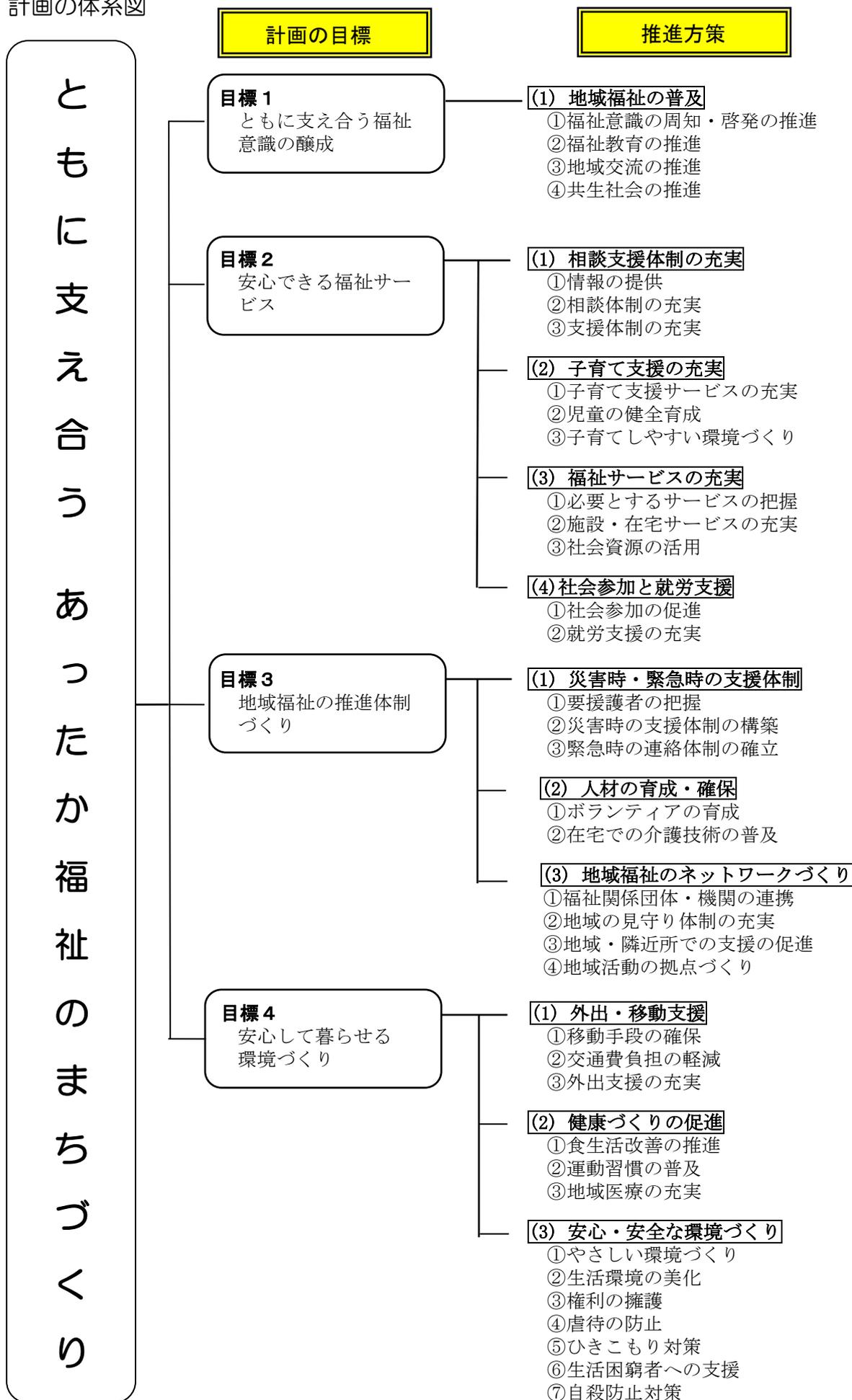
地域で住民同士が交流を深め信頼し合い、緊急時や災害時など不測の事態が起きたとき、迅速に地域で解決できるよう、人材の育成やネットワークづくりに取り組みます。

### 目標4 安心して暮らせる環境づくり

町民が安心して生活するためには、健康でそれぞれの能力を活かし生きがいをもって活動ができ、快適な日常生活が営める環境が重要です。

病気や疾病、貧困のほか、障がいなどにより、ひきこもりや生活困窮に陥り、様々な要因で自殺への危険性が高まることから、相談窓口の周知・充実を図り安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、外出支援やバリアフリー化などを進め、快適な日常生活が営める環境づくりに取り組みます。

### 3 計画の体系図



## 第4章 実践計画

### (目標1) とともに支え合う福祉意識の醸成

#### ■現状と課題

様々な生活課題やニーズの多様化により、公的サービスや福祉施策だけでは、問題や課題が解決できなくなっていました。これからの地域福祉は、地域の中でお互いを支え合い・助け合う仕組みづくりが必要です。町民が集い、お互いに支え合い、交流する場所づくりも必要です。

また、地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは一人一人の人間をいたわり尊重し、性的少数者や障がいを抱える人が差別や嫌な思いをすることがないように、共に暮らせる社会を目指していかなければなりません。地域福祉を推進する人づくりの観点から、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の醸成を図る必要があります。家庭、地域、学校における福祉教育はもとより、世代に関係なく交流し、お互いを認め合い、支え合いの考え方を広めることが必要です。

#### (1) 地域福祉の普及

##### ①福祉意識の周知・啓発の推進

広報誌等を活用して、地域福祉に関する広報活動を行い、地域福祉に対する意識の高揚や普及・啓発に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・まち広報等を活用した福祉イベント情報の掲載
- ・「社協だより号外」の発行
- ・ホームページの充実



##### ②福祉教育の推進

地域福祉の担い手づくりに努めます。家庭・学校・地域における福祉教育を推進します。

##### 【具体的な実践内容】

- 福祉に関する学びの場の提供
- ・地域福祉（ボランティア）活動に関する研修会
- ・児童・生徒のボランティア活動支援（福祉出前講座等）

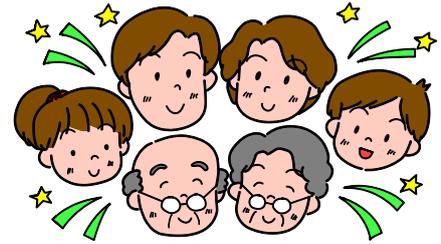


##### ③地域交流の推進

地域の中で人と人とのつながりを深めることを目的に子どもから高齢者あるいは障がい者まで、多くの人が集い、ふれ合える交流事業を推進いたします。

#### 【具体的な実践内容】

- ・福祉イベント「ふれあい広場」事業
- ・高齢者サロンの開催
- ・まちなかサロンの開催
- ・障がい者交流事業の推進・支援
- ・世代間交流事業の推進・支援



#### ④共生社会の推進

障がいのある人もない人に関わらず、共に認め、安心して暮らせるまちづくりの推進をします。

#### 【具体的な実践内容】

- ・各福祉イベント（地域交流事業）等での普及・啓発

## （目標2）安心できる福祉サービス

### ■現状と課題

福祉制度は複雑であり、内容の改正が頻繁に行われるなど、わかりにくいと感じる人は少なくありません。「施設サービス」から「在宅福祉サービス」へ、「措置」から「自立支援」へと制度が変遷するなかで、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となる一方、自らサービスを選択することが必要となってきました。

「どこに相談に行けばよいか」がすぐにわかる、「必要な情報を必要とする方が身近なところから入手できる」といった相談しやすいしくみづくりや情報提供体制の充実がいっそう重要となってきます。

先行き不透明な経済情勢の中、消費税や社会保障費の増加、核家族化の進行などにより、共働き世帯の増加や、母親の就労ニーズは高まっており、子育て支援を必要とする家庭が増えています。子育てしやすい環境づくりや児童の健全育成を支援する取組みが必要とされています。

地域における住民同士の関わりの希薄化から、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人が増えています。地域活動への積極的な参加や就労の促進などにより、住み慣れた地域の中で、誰もが社会とかわりを持ち、生きがいを持って楽しく暮らせるための取組みが必要とされています。

#### （1）相談支援体制の充実

##### ①情報の提供

情報弱者に配慮した情報提供の検討



### 【具体的な実践内容】

- ・福祉情報の提供（社協だより・町せいかつあんしんガイドブック）
- ・くらしのなんでも生活相談事業

## ②相談体制の充実

福祉サービスや心配ごと相談など各種相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

### 【具体的な実践内容】

- ・相談に適切な事務所スペースの確保
- ・心配ごと相談窓口の常時開設
- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・くらしのなんでも法律相談事業（弁護士による法律相談）
- ・福祉・介護・医療関係者との連携強化
- ・生活福祉資金の貸付・償還（道社協）
- ・生活費緊急援護資金の貸付



## ③支援体制の充実

多様化・複合化する生活課題に対応するため、相談支援体制基盤づくりを進めます。

### 【具体的な実践内容】

- ・相談支援体制づくり

## (2) 子育て支援の充実

### ①子育て支援サービスの充実

通院や冠婚葬祭、急な用事など一時的に子どもを預けなくてはならない時、家庭における子育てを支援する体制を維持します。

### 【具体的な実践内容】

- ・ファミリーサポートセンター事業

### ②児童の健全育成

子どもたちの居場所づくりや健全育成を図ります。

### 【具体的な実践内容】

- ・子ども会活動支援



### ③子育てしやすい環境づくり

地域全体で子育て支援ができる環境づくりを推進します。

### 【具体的な実践内容】

- ・町立へき地保育所運営事業（令和2年9月末日まで）
- ・認定こども園運営事業【新規】

### (3) 福祉サービスの充実

#### ①必要とするサービスの把握

訪問活動により、高齢者の生活や健康状態、困りごとを把握し、必要な支援策を検討します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・見守りネット事業
- ・ふれあい訪問事業
- ・シルバーハウジング 管理運営事業



#### ②施設・在宅サービスの充実

高齢化の進展に伴い、要介護認定者が増加傾向にあります。特別養護老人ホームなどの入居施設には多くの待機者がいる状況です。今後もより一層、介護予防に重点を置いた在宅福祉サービスを推進します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・福祉用具貸与事業
- ・給食サービス事業
- ・ふれあい交流会事業
- ・福祉有償移送サービス事業
- ・単身高齢者等への年末「お節料理」配達事業
- ・支援高齢者・障がい者への歳末見舞金事業
- ・単身高齢者等への見守り訪問事業
- ・老人福祉センター管理運営事業



### (4) 社会参加と就労支援

#### ①社会参加の促進

高齢者・障がい者が、地域のなかで生き生きと生活できるよう相談支援や情報の提供を行い、サークル活動やイベントへの参加促進に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・福祉イベント「ふれあい広場」への参加・参画
- ・高齢者、障がい者の社会参加の促進を検討



#### ②就労支援の充実

障がい福祉サービス事業所や民間企業、障がい者、行政等がネットワークをもつ地域自立支援協議会が中心となって推進します。

また、高齢者が自立して生きがいのある生活を送ることができるよう、知識や経験を活かせる就労の場の確保に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・障がい者福祉サービス事業所・高齢者就労センターとの連携強化

## (目標3) 地域福祉の推進体制づくり

### ■現状と課題

少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、早期発見、早期対応、不安解消が必要な「見守り」を必要とする人が増えています。しかしながら、相互扶助意識の希薄化や、自治会や老人クラブにおいては、高齢化の進展と加入者の減少により地域コミュニティ活動に困難な状況が見受けられます。公的な見守り体制に加え、身近な地域の中で助け合いや見守りが行えるよう、人材の育成や地域住民同士のネットワークづくり、災害時等に支援が必要な人の情報の共有などが必要とされています。

### (1) 災害時・緊急時の支援体制

#### ①要援護者の把握

地域に住む単身高齢者や障がい者等、災害時に支援を必要とする人の実態把握に努め、関係機関と情報の共有化を検討します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・要援護者（災害弱者）の実態把握
- ・各機関との情報の共有化（見守りネット事業と連動）



#### ②災害時の支援体制の構築

防災訓練等をとおして地域の連帯感の向上を目指し、地域で適切な援護ができる体制づくりの確立を図るよう関係団体と検討を進めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成検討【新規】

#### ③緊急時の連絡体制の確立

自治会における安心カードの作成を促進・支援します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・自治会への安心カードの普及促進及び支援

安心カード			
救急車・消防 119	このカードを救急隊員に渡してください		
警察 110			
氏名	(男・女)		
住所	電話		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
血液型	A・B・AB・O 陽(-)・陰(-)		
お持ちの医療機器			
お持ちの薬			
アレルギー	あり( )・なし( )		
緊急連絡先			
氏名	電話	住所	性別
氏名	電話	住所	性別
氏名	電話	住所	性別

### (2) 人材の育成・確保

#### ボランティアの育成

地域福祉の担い手であるボランティアの確保と育成、及び活動の受け皿づくりを推進します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・ボランティアセンター事業の充実化
- ・個人ボランティア登録への促進
- ・町民向けボランティア講演会の実施



### (3) 地域福祉のネットワークづくり

#### ①福祉関係団体・機関の連携

福祉関係団体等との連携を図り、地域福祉の推進を図ります。

##### 【具体的な実践内容】

- ・団体への運営支援及び指導
- ・団体相互の連携強化（情報の共有化）



#### ②地域の見守り体制の充実

身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくりを進めるとともに、地域で支援できる人材の発掘・育成に努め、支援体制の構築を図ります。

##### 【具体的な実践内容】

- ・小地域ネットワーク活動の推進（地域サポーター養成講座、自治会への支援等）
- ・地域組織化支援

#### ③地域・隣近所での支援の促進

身近な隣近所での支え合いの仕組みづくりを検討します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・小地域における「支え合い」の検討

#### ④地域活動の拠点づくり

地域活動の活発化を図るため、情報交換や交流ができる活動拠点が必要です。既存施設の有効活用や拠点のあり方を検討します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・既存施設、空き店舗の有効活用の検討（まちなかサロン等）
- ・女満別伝承館管理運営事業
- ・（仮称）大空町地域福祉センター（旧網走信用金庫女満別支店）管理運営事業【新規】

## (目標4) 安心して暮らせる環境づくり

## ■現状と課題

高齢者や障がいのある人にとって、買い物や通院など、自由に外出できることは、その人が地域で自立し、生きがいを持って楽しく暮らすために欠かせないことです。また、快適に暮らすためには、衛生的な生活環境や安全な住環境が必要です。誰もが安全・安心に社会参加しやすい快適な環境づくりを進める必要があります。

高齢化や食生活の変化、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒などから、がん・心臓病・糖尿病などの生活習慣病が増加し、寝たきりや認知症などによる要介護状態になる原因になっています。そのような状態にならないため食生活の改善や適度な運動により生活習慣を見直し、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、自分にあった健康づくりに取り組むことが必要とされています。

近年、生活上のストレスなどから、虐待や家庭内暴力が増え、社会問題にもなっています。虐待防止に対する意識の普及と、虐待を見逃さないため、地域で見守る体制の構築が必要です。

病気や疾病、世帯の低所得などによる貧困の他、障がいや社会経験の不足などにより人間関係の構築が難しい人が、ひきこもりや生活困窮に陥り、様々な要因が絡み合うことで自殺への危険性が高まります。ひきこもりや生活困窮者の早期発見と相談窓口の周知・体制づくりが必要です。

### (1) 外出・移動支援

#### ① 移動手段の確保

今後、需要が高まる福祉有償移送サービスの基盤強化を図ります。

【具体的な実践内容】

- ・福祉有償移送サービスの基盤強化

#### ② 交通費負担の軽減

関係機関と連携して、町の経済的負担の軽減対策の周知を図ります。

【具体的な実践内容】

- ・制度利用の周知・啓発

### (2) 健康づくりの促進

#### ① 運動習慣の普及

健康の維持や生活習慣病の予防のため運動の確保、普及、啓発に努めます。

【具体的な実践内容】

- ・ふまねっと運動の推進【新規】



### (3) 安全・安心な環境づくり

#### ①生活環境の美化

ゴミの減量化とリサイクル化・分別の周知について、行政との連携を基にし、情報提供の確保に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・くらしのなんでも相談事業
- ・サロン活動等での周知、啓発



#### ②権利の擁護

判断能力が不十分な方々に対し、地域で自立した生活を過ごすことができるよう、権利擁護に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・生活あんしんサポート事業【新規】

#### ③虐待の防止

地域と関係者と協力し、虐待行為の早期発見と防止に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・地域、専門職、関係機関との連携

#### ④引きこもり対策【新規】

地域と関係者と協力し、対象者の把握及び相談支援体制を検討します。

##### 【具体的な実践内容】

- ・町及び関係機関と連携した対象者の把握
- ・町及び関係機関と連携した相談・支援体制の検討

#### ⑤生活困窮者への支援【新規】

地域と関係者と協力し、対象者の早期発見と支援に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・日常生活自立支援事業
- ・食料費等の緊急的支援の検討【新規】

#### ⑥自殺防止対策【新規】

関係機関と連携し、未然防止に努めます。

##### 【具体的な実践内容】

- ・相談に適切な事務所スペースの確保
- ・心配ごと相談窓口の常時開設

第3期大空町地域福祉実践計画 事業一覧表

基本目標	推進方策	実践項目（事業）	年度計画					
			2	3	4	5	6	
<b>目標1</b> ともに支え合う福祉意識の醸成	①福祉意識の周知・啓発の推進 ②福祉教育の推進 ③地域交流の推進 ④共生社会の推進	まち広報等を活用した福祉イベント情報の掲載	○	○	○	○	○	
		「社協だより号外」の発行	○	○	○	○	○	
		ホームページの充実	○	○	○	○	○	
		地域福祉（ホラソテイア）活動に関する研修会	○	○	○	○	○	
		児童・生徒のホラソテイア活動支援（福祉出前講座等）	○	○	○	○	○	
		福祉イベント「ふれあい広場」事業	○	○	○	○	○	
		高齢者サロン（ときめきサロン）の開催	○	○	○	○	○	
		まちなかサロンの開催	○	○	○	○	○	
		障がい者交流事業の推進・支援	○	○	○	○	○	
	世代間交流事業の推進・支援	○	○	○	○	○		
	<b>目標2</b> 安心できる福祉サービス	①情報の提供 ②相談体制の充実 ③支援体制の充実	福祉情報の提供（社協だより・町せいかつあんしんガイドブック）	○	○	○	○	○
			くらしのなんでも生活相談事業	○	○	○	○	○
			相談に適切な事務所入居の確保	○	○	○	○	○
心配ごと相談窓口の常時開設			○	○	○	○	○	
日常生活自立支援事業			○	○	○	○	○	
成年後見制度利用支援事業			○	○	○	○	○	
くらしのなんでも法律相談事業（弁護士による法律相談）			○	○	○	○	○	
生活福祉資金の貸付・償還（道社協）			○	○	○	○	○	
生活費緊急援護資金の貸付		○	○	○	○	○		
①子育て支援サービスの充実		ファミリーサポートセンター事業	○	○	○	○	○	
②児童の健全育成	子ども会活動支援	○	○	○	○	○		
③子育てしやすい環境づくり	町立へき地保育所運営事業（令和2年9月末日まで）	○	○	○	○	○		
	認定こども園運営事業【新規】	○	○	○	○	○		

基本目標	推進方策	実践項目（事業）	年度計画						
			2	3	4	5	6		
目標2  安心できる 福祉サービス	福祉サービスの充実	①必要とするサービスの把握	見守りネット事業	○	○	○	○	○	
			ふれあい訪問事業	○	○	○	○	○	
			シルバーハウジング管理運営事業	○	○	○	○	○	
			福祉用具貸与事業	○	○	○	○	○	
			給食サービス事業	○	○	○	○	○	
			ふれあい交流会事業	○	○	○	○	○	
			②施設・在宅サービスの充実	福祉有償移送サービス事業	○	○	○	○	○
				単身高齢者等への年末「お節料理」配達事業	○	○	○	○	○
				支援高齢者・障がい者への歳末見舞金事業	○	○	○	○	○
			単身高齢者等への見守り訪問事業	○	○	○	○	○	
			老人福祉センター管理運営事業	○	○	○	○	○	
		社会参加と就労支援	①社会参加の促進	福祉イベントへ「ふれあい広場」への参加・参画	○	○	○	○	○
			②就労支援の充実	障がい者福祉サービス事業所・高齢者就労センターとの連携強化	検討	検討	○	○	○
目標3  地域福祉の 推進体制づくり	災害時・緊急時の支援体制	①要援護者の把握	要援護者（災害弱者）の実態把握（見守りネット事業と連動）	○	○	○	○	○	
		②災害時の支援体制の構築	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成検討【新規】	検討	検討	○	○	○	
		③緊急時の連絡体制の確立	自治会への安心カードの普及促進及び支援	○	○	○	○	○	
	人材の育成・確保	①ボランティアの育成		ボランティアセンター事業の充実化	○	○	○	○	○
				個人ボランティア登録への促進	○	○	○	○	○
				町民向けボランティア講演会の実施	○	○	○	○	○

基本目標	推進方策	実践項目（事業）	年度計画					
			2	3	4	5	6	
地域福祉の推進体制づくり	地域福祉のネットワークづくり	①福祉関係団体・機関の連携	団体への運営支援及び指導	○	○	○	○	○
			団体相互の連携強化（情報の共有化）	検討	検討	○	○	○
		②地域の見守り体制の充実	小地域ネットワーク活動の推進 <small>（地域サポーター養成講座、自治会への支援等）</small>	検討	検討	○	○	○
			地域組織化支援	検討	検討	○	○	○
		③地域・隣近所での支援の促進	小地域における「支え合い」の検討	検討	検討	○	○	○
		④地域活動の拠点づくり	既存施設、空き店舗の有効活用の検討 <small>（まちなかサロン等）</small>	○	○	○	○	○
			女満別伝承館管理運営事業	○	○	○	○	○
			（仮称）大空町地域福祉センター （旧網走信用金庫女満別支店）管理運営事業【新規】	○	○	○	○	○
		目標4	外出・移動支援	①移動手段の確保	福祉有償移送サービスの基盤強化	○	○	○
②交通費負担の軽減	制度利用の周知・啓発	○		○	○	○	○	
安心して暮らせる環境づくり	安心・安全な環境づくり	①運動習慣の普及	ふまねっと運動の推進【新規】	○	○	○	○	○
		①生活環境の美化	くらしのなんでも相談事業	○	○	○	○	○
			サロン活動等での周知・啓発	○	○	○	○	○
		②権利の擁護	成年後見制度利用支援事業	○	○	○	○	○
			生活あんしんサポート事業【新規】	○	○	○	○	○
		③虐待の防止	地域、専門職、関係機関との連携	○	○	○	○	○
		④ひきこもり対策【新規】	町及び関係機関と連携し対象者の把握	検討	検討	○	○	○
			町及び関係機関と連携した相談・支援体制の検討	検討	検討	○	○	○
		⑤生活困窮者への支援【新規】	生活費緊急援護資金の貸付	○	○	○	○	○
食糧費等の緊急の支援の検討【新規】	検討		検討	○	○	○		
⑥自殺防止対策【新規】	相談に適切な事務所入りの確保	○	○	○	○	○		
	心配ごと相談窓口の常時開設	○	○	○	○	○		

(1) 大空町地域福祉実践計画策定までの経過

回	開催日	策定経過（議事）
第1回	令和2年 2月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員長・副委員長の選出</li> <li>• 大空町地域福祉実践計画について</li> <li>• 第2期大空町地域福祉実践計画の進捗状況について</li> <li>• 第3期大空町地域福祉実践計画（案）について               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) とともに支え合う福祉意識の醸成</li> <li>2) 安心できる福祉サービス</li> <li>3) 地域福祉の推進体制づくり</li> <li>4) 安心して暮らせる環境づくり</li> </ol> </li> <li>• その他 計画策定に係るスケジュールについて</li> </ul>

## (2) 大空町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、大空町地域福祉計画に基づき町民、事業所、町が一体となって、大空町地域福祉計画の各施策の実践について検討し、協働のまちづくりを進めるための具体的な仕組みづくり等を検討するため、大空町地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 策定委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から社会福祉法人大空町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会理事
- (2) 地域住民組織
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 福祉関係団体

### (委員の任期)

第3条 委員は、当該計画の策定に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長1名

副委員長1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (職務)

第5条 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聴くことができる。

### (事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 最初に招集される策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず本会会長が招集する。
- 3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

### (3) 地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	辻本勝顕	社会福祉協議会理事	第1号委員
2	中村るりじ	社会福祉協議会理事	第1号委員
3	坂本一光	社会福祉協議会理事／自治会連合会	第1号委員 第2号委員
4	堂野均	社会福祉協議会理事／大空町民生委員児童委員協議会	第1号委員 第3号委員
5	丹治弘之	社会福祉協議会理事／大空町民生委員児童委員協議会	第1号委員 第3号委員
6	原本光枝	社会福祉協議会理事／大空町民生委員児童委員協議会	第1号委員 第3号委員
7	嶋崎武	社会福祉協議会理事／大空町民生委員児童委員協議会	第1号委員 第3号委員
8	木全知明	社会福祉協議会理事／網走地区身体障害者福祉協会大空分会	第1号委員 第4号委員
9	三好清一	社会福祉協議会理事／大空町手をつなぐ育成会	第1号委員 第4号委員
10	矢浪千恵子	大空町赤十字奉仕団	第2号委員
11	岡田敬一	網走地区身体障害者福祉協会大空分会	第4号委員



社会福祉法人 大空町社会福祉協議会

### 第3期大空町地域福祉実践計画

発行年月 令和2年3月

発行者 社会福祉法人 大空町社会福祉協議会

〒099-2324 網走郡大空町女満別西4条4丁目1番6号  
女満別伝承館内

Tel 0152-75-6021 Fax 0152-75-6022

メールアドレス ozorashakyo@town.ozora.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/hp/137/>